

国民健康保険

加入・脱退の届け出が遅れると思わぬ負担が！

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。これは、本人の加入意思にかかわらず、また、お医者さんにかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険税も同時に、加入義務の生じた月までさかのぼって課税されます。届け出が遅れ、過去の分から一度にまとめて納めることになると、大きな負担となります。

また、就職などで、ほかの健康保険に加入し、国保の資格が無くなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受けると、後日その医療費を返還することになり、一度に多額の負担となる場合もあります。

加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようお願いします。



こんなときは14日以内に届け出を

	事 由	届け出に必要なもの
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	前年所得の分かるもの、写真付き身分証明書
	ほかの健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、写真付き身分証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、世帯主の通帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、写真付き身分証明書
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、パスポート
国保を脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証
	ほかの健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険両方の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、葬祭証明書、印鑑、喪主の通帳
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
そのほか	退職者医療制度の対象になったとき	保険証、年金証書、印鑑
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	世帯が合併、分離したとき	保険証
	保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、写真付き身分証明書

○写真付き身分証明書とは、住基カード、運転免許証、パスポートなど官公署交付の物をいいます

○世帯主に変更が生じた場合は、必ず加入世帯員全員の保険証を持ってきてください

国民年金

4月から保険料が変わります

国民年金保険料が4月から14,660円に引き上げられます。現金払いでの前納を希望する人は、4月に社会保険庁から郵送される納付書で4月30日(木)までに最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は、千葉国民年金電話センター(☎043-203-5600)へ連絡してください。

学生納付特例制度 卒業してから保険料を後払い

学生で国民年保険料を納められない人は、在学期間

中の保険料納付が猶予され卒業してから後払い(追納)ができる「学生納付特例制度」を利用できます。はがき形式の申請書が社会保険庁から届いた人で学校などの変更がない人は、必要事項を記入して投かんしてください。そのほかの人は、年金手帳、学生証(写しでも可、有効期限が裏面に記載されているものは裏面の写し)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所市民福祉課で手続きをしてください。申請は毎年度必要です。